

# ものづくり補助金9次 申込書

事業計画書・申請書の作成は、

**(一社)補助金獲得パートナーズ**にお任せください！

メール・電話、Web面談で書き上げます。

**(全国対応可、採択実績多数)**

<お申込み・ご質問表>

年 月 日

送り先 一般社団法人 補助金獲得パートナーズ

メール amatatsu@hojokinpro.com

FAX 03-4405-8040

貴社名	
所在地	〒
代表の方 肩書き・ご氏名	
ご担当の方ご氏名(ふりがな)	
電話・FAX番号	
メールアドレス	
ご計画の概要 購入予定の機械装置・見込価格	
ご質問 お待ちしております	

## 【料金・受付締切】

◎**着手金無し**。成功報酬は採択発表時に申請補助金額の10%。

◎申請締切令和4年2月8日、当社団受付締切令和3年12月20日(但し対応件数上限で締切)。

※事業経費計600万円から承ります。

## (一社)補助金獲得パートナーズ



【当社団のロゴマーク】  
中小企業を支える「手」を  
モチーフにしています。

当社団の理念と目的は、「補助金助成金の獲得支援、及び経営コンサルティングを通して、日本経済の屋台骨である中小企業の経営を支援し、ひいては日本経済の発展に貢献すること」です。当社団は中小企業診断士、税理士、社会保険労務士、弁護士、行政書士など20人で構成するプロ集団です。代表 天辰武夫(あまたつ たけお)

[本部事務所] 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 27-1-403

TEL: 03-4405-8039 FAX: 03-4405-8040 E-mail: amatatsu@hojokinpro.com

[関西事務所] 〒600-8491 京都市下京区室町通綾小路上る鶏鉾町480番地

オフィスワン四条烏丸8階フロンティア・ロー京都内



<https://hojokinpro.com>

# 「低感染リスク型ビジネス枠」補助率2/3 を継続

新型コロナウイルス感染症の影響が残るなか、「低感染リスク型ビジネス枠」を9次公募も継続。補助率は事業規模に関係なく2/3となっています。通常枠とも補助上限額、補助率は下表を参照ください。

	通常枠	低感染リスク型ビジネス枠
ものづくり補助金 (設備導入、システム構築)	一般型 1,000万円 グローバル展開型 3,000万円 補助率 中小1/2(小規模2/3)	1,000万円 補助率 2/3 (中小・小規模とも)

## 【補助対象者】 (概要)

※資本金又は従業員数(常勤)が下表の数字以下となる会社又は個人であること。

業種	資本金	従業員数(常勤)
製造業、建設業、運搬業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業	5,000万円	100人
小売業	5,000万円	50人

※発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等の見なし大企業を除く。

## 【補助金の対象となる経費】

<b>機械装置・システム構築費</b> ※ 	①機械・装置、工具・器具の購入、製作、借用に要する経費 ②専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用に要する経費 ③改良・修繕又は据付けに要する経費  ※1 生産性向上に必要な、防災性能の優れた生産設備等を補助対象経費に含めることは可能。 ※2 3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合には、中古設備も対象。 ※3 必ず1つ以上、単価50万円(税抜)以上の機械装置等の設備投資が必要。	<b>外注費</b> ◎ 	新製品・サービスの開発に必要な加工や設計(デザイン)・検査等の一部を外注(請負、委託等)する場合の経費
<b>運搬費</b> 	運搬料、宅配・郵送料等に要する経費	<b>専門家経費</b> ◎ 	本事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費  ※ 本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合は、学識経験者、兼業・副業、フリーランス等の専門家に依頼したコンサルティング業務や旅費等の経費を補助対象とすることが可能。(謝金単価に準じるか、依頼内容に応じた価格の妥当性を証明する複数の見積書を取得することが必要(ただし、1日5万円を上限。))
<b>技術導入費</b> ▲ 	知的財産権等の導入に要する経費	<b>クラウドサービス利用費</b> 	クラウドサービスの利用に関する経費
<b>知的財産権等関連経費</b> ▲ 	特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用等	<b>原材料費</b> 	試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費

令和元年度補正・令和二年度補正  
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

公募要領 (抜粋)

〔一般型（新特別枠含む）・グローバル展開型〕

（9次締切分）

※ 本補助金の申請には、「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。

取得未了の方は、あらかじめGビズIDプライムアカウント取得手続きを行ってください。

1.0版

令和3年11月

ものづくり・商業・サービス補助金事務局

（出典：全国中小企業団体中央会）

## 【事業概要】

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者に対して、通常枠とは別に、補助率を引き上げ、営業経費を補助対象とした「新特別枠」として低感染リスク型ビジネス枠を新たに設け、優先的に支援します。

補助上限	[一般型]	1,000万円
	[グローバル展開型]	3,000万円
補助率	[通常枠]	1/2、小規模企業者・小規模事業者 2/3
	[低感染リスク型ビジネス枠]	2/3
補助要件	以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行	
	・付加価値額 +3%以上/年	
	・給与支給総額+1.5%以上/年	
	・事業場内最低賃金≥地域別最低賃金+30円	

※ 新型コロナウイルスの感染拡大が継続している状況に鑑み、補助事業実施年度の付加価値額及び賃金の引上げを求めず、目標値の達成年限の1年猶予を可能とします。

## 【公募期間】

公募開始：令和3年11月11日（木） 17時～  
申請受付：令和3年12月 1日（水） 17時～  
応募締切：令和4年 2月 8日（火） 17時（9次締切）

- 本事業の各締切において不採択だった方は、**9次締切に再度ご応募いただくことが可能です。**9次締切分の採択発表は、令和4年3月下旬を予定しています。**一般型とグローバル展開型は同じスケジュール**で、9次締切後も申請受付を継続し令和4年度内に複数回の締切を設け、それまでに申請のあった分を審査し、随時採択発表を行います（予定は変更する場合があります）。

## 【申請方法】

- 申請は、電子申請システムでのみ受け付けます。入力については、申請者自身が電子申請システム操作マニュアルに従って作業してください。入力情報については、必ず申請者自身がその内容を理解、確認してください。
- 本補助金の申請には[GビズIDプライムアカウント](#)の取得が必要です。未取得の方は、**お早めに利用登録を行ってください**。同アカウントは、事業者情報の再入力の手間を省くため、採択後の手続きにおいても活用いただけます。本アカウント及びパスワードを外部支援者等の第三者に開示することは、[GビズID利用規約第10条](#)に反する行為であり、トラブルの原因となり得ますので、ご注意ください。

## 【注意事項】（応募申請の手続きの前に必ずご一読ください）

- 本事業では、提出いただいた事業計画を外部有識者からなる審査委員会が評価し、より優れた事業提案を採択します。グローバル展開型は特に優れた内容を求めます。なお、「採択結果」についての異議申し立ては一切受け付けておりません。申請前に、書類に不備や不足がないことを必ずご確認ください。不備がある場合（例えば、小規模事業者でないにも関わらず、通常枠で補助率3分の2の事業計画を提出等）は、不採択となります。
- 本事業は、通年で公募し、複数の締切を設けて審査・採択を行うことで、申請事業者の予見可能性を高め、十分な準備の上、都合のよいタイミングで申請・補助事業実施することが可能にな

ります。なお、締切回によって申請要件等が異なる場合がありますので、本公募要領をよくご確認ください。

- 「採択結果」は、提出いただいた事業計画に記載のある補助対象経費の全額に対して、補助金の交付決定を保証するものではありません。採択結果に基づき「補助金交付申請」をいただき、その内容をあらためて事務局で精査し、必要に応じて事業者にご照会・ご連絡等を行ったうえで交付額を決定し、通知いたします。
- **本事業は、中小企業自身の経営力を高め、事業計画期間にわたって生産性を高めることを支援するものですので、申請者は事業計画の作成及び実行に責任を持つ必要があります。計画の検討に際して外部の支援を受ける場合には、作業等にかかる費用等とかい離した高額な成功報酬等を請求する悪質な業者等にご注意ください。申請書の作成を支援した者がいる場合は、申請画面の「事業計画書作成支援者名」「作成支援報酬額」の欄に当該事業者名及び当該事業者に支払う報酬の内容（成功報酬の場合は、採択時に支払う金額）と契約期間を記載してください。申請支援の実態に関する調査を実施するとともに、トラブルが起きた場合の通報窓口を設置し、不適切な行為と認められる事案をとりまとめ、公表します。また、当該作成支援者が認定経営革新等支援機関である場合には、業務改善命令や認定取り消しに至る可能性があります。ただし、申請者が上記の注意内容を理解した上で作成支援者を活用することを妨げるものではありません。**

（不適切な行為の例）

- ・ 作業等にかかる費用等とかい離した高額な成功報酬等を申請者に請求する。
- ・ 補助金申請代行を主たるサービスとして営業活動等を行う。
- ・ 金額や条件が不透明な契約を締結する。
- ・ 中小企業等に対して強引な働きかけを行う。
- ・ 申請書に虚偽の内容の記載を教唆する、又は、作成支援者名を記載しないように求める。

#### 【お問合せ先】

- 応募に関する不明点は、ものづくり補助金事務局サポートセンターまでお問合せください。問い合わせが集中した場合、回答に時間を要する可能性がありますので、ご了承ください。

<ものづくり補助金事務局サポートセンター>

受付時間：10：00～17：00（土日祝日を除く）

電話番号：050-8880-4053

メールアドレス：

公募要領に関するお問合わせ：[monohojo@pasona.co.jp](mailto:monohojo@pasona.co.jp)

電子申請システムの操作に関するお問合わせ：[monodukuri-r1-denshi@gw.nsw.co.jp](mailto:monodukuri-r1-denshi@gw.nsw.co.jp)

- 上記サポートセンターの職員が不適切な対応を行った場合や、申請支援者とのトラブルについて通報いただく場合、本補助金の不正利用や要件違反に関する内部告発等は、以下の窓口までご連絡ください。なお、公益通報者は公益通報者保護法に基づき適切に保護されます。

<トラブル通報窓口>

受付時間：10：00～12：00／13：00～17：00（土日祝日を除く）

電話番号：03-6262-7921

メールアドレス：[houkoku-mh@mail.chuokai.or.jp](mailto:hokoku-mh@mail.chuokai.or.jp)